

「生物多様性しが戦略2024 ～自然・人・社会の三方よし～」の案に対して
提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

令和5年12月22日(金)から令和6年1月22日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～(案)」についての意見・情報の募集を行った結果、9者から計20件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町に対する意見聴取を行った結果、4市町から計7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとされています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町	反映数
概要版・プロローグ	-	1	1
1 はじめに	-	-	-
2 現状と課題	3	1	0
3 目指す姿	-	-	-
4 取組方針	-	-	-
5 行動計画	12	4	2
6 戦略の推進	-	1	0
全体的な意見等	5	-	1
合計	20	7	4

3 これまでの経過

令和5年 6月 21日 環境審議会（諮問）

8月 7日 環境審議会自然環境部会（骨子案の審議）

10月 5日 環境・農水常任委員会（骨子案の報告）

11月 16日 環境審議会自然環境部会（素案の審議）

11月 22日 環境・農水常任委員会（素案の報告）

12月 14日 環境審議会自然環境部会（答申案の審議）

12月 15日 環境・農水常任委員会（原案に対する意見・情報の募集に係る報告）

12月 19日 環境審議会（答申）

令和5年12月22日 県民政策コメントの実施

～令和6年 1月22日

4 今後の予定

令和6年3月下旬 策定・公表

1 県民からの御意見等

番号	ページ	御意見等（要約）	県の考え方	戦略への反映
2 現状と課題				
(5) 野生動植物種の保護・保全等				
1	24	自然環境の保全のためにはそれぞれの人々がモラルを持った行動を行うことが必要である。例えば、ゴミの不法投棄や釣りのルアーの放置、オオワシ等の野生動物への餌付け行為、特定猟具禁止区域での銃器の使用、駆除したシカの放置などの問題もあり、行政としての必要な指導を行ってほしい。	今後も引き続き、自然環境や生物多様性の保全についての理解の促進に努めるとともに、法令違反に対しては必要な指導等を行っていきます。	-
2	24	滋賀県でクマの生息数が少ないのは、生息可能な森林が少ないこともあるが、狩猟による影響もあると思われる。滋賀県ではクマの狩猟は認められていないと思われるため、厳格に対応することを求める。クマの保護に務められたい。	滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）に基づき、ツキノワグマの狩猟については自粛を要請しているところです。今後も引き続き、ツキノワグマの地域個体群の安定的維持と、人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減を図っていきます。	-
(6) 社会課題との関係				
3	31	水の貯留可能性が高いところは地震による液状化のリスクも高いことから、災害に強い地域にするためには、液状化リスクも踏まえた土地利用が必要であることも指摘すべきではないか。	御指摘のとおり、水の貯留可能性が高いところは地震による液状化のリスクも高い可能性がありますが、一時的な水の貯留可能性がある場所を示すに当たり活用している「地形的湿潤度指数（TWI）」は直接的に液状化リスクを示すものではないことから、記載については原文のままとします。	-

5 行動計画				
(2) 保全				
4	43	<p>「湖沼・河川の水質保全」「散在性ごみ対策」の取組について、プラスチック皮膜肥料の残渣への対応のため、農業者や販売業者に対するプラスチック皮膜肥料の使用停止の指導や、使用量の数値目標の設定を行うべきである。また、草刈り機の刃として用いられるプラスチックの紐など、農業に伴い環境中に放出される微細なプラスチックがどのように環境に影響を与えるのかについての知見も深めていく必要がある。</p>	<p>県では、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」において、農業系廃プラスチックの排出抑制を定め、プラスチック被覆肥料についても現在、プラスチックを用いない代替肥料への切り替えを進めているところです。引き続き、代替肥料への切り替えを加速化させるとともに、プラスチックの環境に与える影響についても知見を深めてまいります。</p>	-
5	43	<p>「污水处理人口普及率」という指標は、「持続的な污水处理システムの構築に向けて施設の維持管理や更新を推進する」の取組に合致していないことから、今後の環境改善に資するためにも、污水处理施設の長寿命化や処理能力向上等の指標に変更する必要があるのではないか。</p>	<p>生活排水対策は、下水道、農業集落排水、浄化槽等で適切に役割分担を行い、取り組んでいます。生活排水対策を進めるに当たり、未普及地域での整備と同時に、既存の施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うことも不可欠であり、双方を合わせた総合的な指標として「污水处理人口普及率」を採用しています。なお、県内全ての下水道終末処理場において高度処理方式を導入しており、污水处理能力を向上させています。</p>	-
6	43	<p>多くの野生動物の重要な生息地となる広葉樹林に関して、下層植生衰退度3のみの数値目標となっているため、落葉広葉樹林の増加に向けた目標を希望する。</p>	<p>広葉樹林の増加に向けた取組については、生産活動に適さない人工林の針広混交林化を行っており、「除間伐を必要とする人工林の年間整備割合」を指標として設定しています。</p>	-

7	43	<p>指標群「多自然川づくりの河川改修延長」の目標値として「R7年以降に実施する河川改修の100%に多自然川づくりを取り入れる」を提案する。多自然川づくりは防災や減災のための改修と相反するものではなく、ネイチャーポジティブの視点から、「多自然ではない」河川改修は今後行うべきではないと考える。</p>	<p>滋賀県の河川整備方針において、河川整備を実施する場合には、目標とする治水安全度を確保するだけでなく、原則として、地域の風土にあわせた河川環境を保全・再生する河道計画（多自然川づくり）とすることとしており、今後とも方針に基づき多自然川づくりを継続して実施していきます。</p> <p>【最終案反映後】 多自然川づくりの<u>実施状況</u>： 現状 <u>原則として実施</u> （参考：R3 710m） 目標値 <u>原則として実施</u></p>	○
8	43	<p>「水環境のつながりの保全」の取組について、滋賀県ビオトープネットワーク長期構想において14本の河川が「生態回廊」に選定されていることから、「生態回廊に選定された河川の優先的な保全再生」を追加することを提案する。</p>	<p>滋賀県ビオトープネットワーク長期構想における「生態回廊」に選定されているかどうかにかかわらず、滋賀県の河川整備方針において、河川整備を実施する場合には、目標とする治水安全度を確保するだけでなく、原則として、地域の風土にあわせた河川環境を保全・再生する河道計画（多自然川づくり）とすることとしており、今後とも方針に基づき多自然川づくりを継続して実施していきます。</p>	-
9	43	<p>「内湖再生」の取組について、目標値が「継続実施」となっていることから、目標値を「早崎内湖や西の湖のような取組を他の内湖にも広げる」とすることを提案する。</p>	<p>現状において、早崎内湖や西の湖以外でも取組が行われていることや、内湖が抱える個別の課題に対しては地域の実情に応じた対策を講じる必要があることから、記載については原文のままとします。</p>	-
10	45	<p>生きもの総合調査については、調査員の育成・確保の観点からも目標を設定して取り組みを推進するべきではないか。</p>	<p>人材育成・確保の観点からも、多様な主体による生きもの調査活動の推進等を行っていきたいと考えています（最終案51ページ参照）。</p>	-

(3) 活用				
11	46	<p>「災害に強い森林づくりを推進する」の取組に係る「ライフライン保全整備箇所数」の指標について、なぜライフライン（インフラ）の整備が「災害に強い森林づくり」になるのか。</p>	<p>道路や電線沿いなどで危険木除去や間伐等の森林整備を実施し、ライフラインの保全を行うことが災害に強い森林づくりにつながることから、当該指標を設定しています。</p>	-
12	47	<p>「自然資本を守り活かす経済活動の推進」の取組について、グリーンウォッシュとならないように留意する必要がある。</p> <p>経済的なインセンティブを求める声もあると思うが、企業はその社会的責任において良好な地球環境の保全と持続可能な社会の発展のために務める必要があることから、行政が行うべきことは正しい認識の普及・浸透であると考えられる。</p>	<p>御指摘のとおり、グリーンウォッシュへの留意は重要であると考えます。</p> <p>しが生物多様性取組認証制度の下で、事業者による生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利活用の取組を促すとともに、そうした取組の重要性について普及を図っていきます。</p>	-
13	48	<p>「持続可能な農林水産業が拡大している」に関して、無農薬・菜の花緑肥による米づくりについて、琵琶湖岸を中心に行うことを提案する。これにより、農産物の高付加価値化や水質の改善などが期待できると考えられる。</p>	<p>緑肥の使用も含め、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけつつ推進を図っていきます。</p>	-

14	48	<p>「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくり」の取組について、人工林への働きかけを生物多様性保全の施策と位置付けることには違和感があり、人工林の間伐や皆伐による循環利用は土壌中の炭素蓄積量を低減させるため温暖化対策の面からも疑問が残る。生物多様性の観点からは、インパクトの軽減のために皆伐面積の抑制などを目標とすべきではないか。</p> <p>他項目の目標が兼ねていると思われるが、経済林に偏重しない認識の促進や仕組みづくりのためにも、保安林や自然環境保全地域などにおける森林保全を強化する目標設定もある方がよいのではないか。</p>	<p>生産活動に適さない人工林の針広混交林化は生物多様性が保全された森林づくりにつながるとともに、除間伐や主伐・再造林による森林の若返りや県産材の利用は温暖化防止に貢献する森林づくりにつながると考えています。</p> <p>また、保安林については、水源のかん養や災害の防備のための指定に努めるとともに、自然環境保全地域を含め、保護・保全地域の面積増加を図っていきます。</p>	-
(4) 行動				
15	49	<p>一人ひとりの意識や知識を高め、行動をしていくためには、これからを担う子どもたちに対する教育は特に重要であると考えている。</p> <p>「うみのこ」「やまのこ」のような素晴らしい取組みを、中学・高校へと継続的に発展させていく取組みができないか。</p> <p>例えば、県立伊香高校では、新たに森林環境や自然、エネルギー循環などをテーマとした新たな学科が立ち上げられるが、そうした学科との連携なども通して、子どもをはじめ広く本戦略の内容を知ってもらえると良い。</p>	<p>中学校や高等学校においても、豊かな自然や多彩な文化等を生かした滋賀ならではの学習活動に今後も取り組んでまいります。</p> <p>また、自然環境や生態系に係る学びが行われている高等学校との連携の可能性についても検討していきます。</p>	-

全体的な意見等				
16	-	再生可能エネルギー導入のため自然破壊を伴っては本末転倒であるため、自然に配慮した再生可能エネルギーの取り組みを進めてほしい。現在進められている風力発電事業を中止してほしい。	<p>再生可能エネルギーの導入に際しては、自然環境等への配慮は重要であり、御指摘を踏まえて次のとおり修正します。</p> <p>なお、現在進められている風力発電事業は、民間の事業者が進めているものであり、事業の実施については、法令による規制等を含む自然的社会的状況を踏まえ、事業者において判断されますが、本県としては環境影響評価手続において、環境への影響を回避または十分低減するよう求めているところです。</p> <p>【最終案 46 ページ反映後】 CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて省エネの推進および<u>自然環境等に配慮した再エネの導入拡大を推進する</u> <u>(指標追加) :</u> <u>地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準</u></p>	○
17	-	生物多様性保全上重要な場所で進められている2つの風力発電事業について、これを許してしまっは2030年までに保護・保全地域を5000ha増加したとしても生物多様性の大変な損失になるとしか思えない。	<p>自然環境等に配慮された再生可能エネルギーの導入に向けては、環境影響評価手続等も活用し、生物多様性の保全に努めていきます。</p> <p>なお、現在進められている風力発電事業は、民間の事業者が進めているものであり、事業の実施については、法令による規制等を含む自然的社会的状況を踏まえ、事業者において判断されますが、本県としては環境影響評価手続において、生物多様性を含む環境への影響を回避または十分低減するよう求めているところです。</p>	-

18	-	<p>滋賀県は日本海側の気候と太平洋側の気候の境界部に位置し、気候の変化のグラデーションにより、他の地域に比べて多様な動植物が生息・生育しており、このことも滋賀県の特徴であると考えられる。</p> <p>県境北部の尾根筋に風力発電の塔が立ち並ぶ計画があると聞いているが、そのような施設ができると生物多様性とはほど遠い状況になること必至であるため、後世のために大切な水源林を本気で守っていただきたい。</p>	<p>自然環境等に配慮された再生可能エネルギーの導入に向けては、環境影響評価手続等も活用し、水源林や生物多様性の保全に努めていきます。</p>	-
19	-	<p>三十三間山や天増川は、歴史と自然にあふれる素晴らしい場所である。</p> <p>現在は保護地域になっていないため、保護地域にしてほしい。</p>	<p>保護地域の更なる指定については、自然的社会的諸条件を踏まえながら取り組んでいきます。</p>	-
20	-	<p>現在風力発電事業が計画されている2つの地域は滋賀県にとって生物多様性を守るうえでの重要な地域であるが、保護地域になっていないため、保全の手立てを講じるよう地域設定していただきたい。</p>		

2 市町からの御意見等

番号	ページ	御意見等（要約）	県の考え方	戦略への反映
概要				
1	1	森林の多面的機能低下の原因として、人間の生活様式の変化により、森林の手入れがされず、適正な管理がされなくなったことが主な原因として考えられるのではないか。	御指摘を踏まえて、また、本文最終案19ページの内容の要約とする観点から、次のとおり修正します。 【最終案反映後】 水源涵養等の多面的機能の発揮、 <u>里山林での人の営みの減少、ニホンジカの食害による植生の衰退</u>	○
2現状と課題				
(5)野生動植物種の保護・保全等				
2	27	オオキンケイギクの生育区域は依然として拡大傾向にあり、対策となる除草作業等は追いついていない状況であるため、引き続き効率的な対策方法について検討を願う。	オオキンケイギクについては、県管理施設や市町管理施設において、管理者による適切な防除が実施されるよう、引き続き防除方法について情報共有等を行っていきます。	-
5行動計画				
(2)保全				
3	45	素案段階で行動計画に記載されていた「陸域における外来種への対応：アライグマやヌートリア等の有害鳥獣捕獲事業の支援を行う」が削除されているが、県としての対策も必要になってくるため、取組として記載しておく必要があるのではないか。	御意見を踏まえて、保全に係る取組方針において外来種の防除に係る内容を追記します。 なお、市町が実施するアライグマやヌートリアを含む有害鳥獣の捕獲等については、自治振興交付金による支援を行っています。 【最終案 39 ページ反映後】 豊かな生態系を構成し、滋賀の生活文化を形づくってきた種の多様性を次世代に引き継ぐため、森林づくりや漁業の振興など生業を守る観点からも、 <u>希少種の保護や外来種の防除など</u> に取り組むこととします。	○

(3)活用				
4	47	ツキノワグマ対策の取組に係る目標値について、増加を目指すのか許容するのか不明確であるため、〇〇頭以下など明記すべきではないか。	滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）に基づき、湖北個体群は生息数の現状維持を、湖西個体群は生息数の現状維持または増加を目標としています。	-
(4)行動				
5	50	「生物多様性情報が保全活動に活用されている」の取組について、定量的な目標の達成だけを念頭に置くのではなく、人々に伝わりやすいインパクトのある情報活用も検討いただきたい。	人々への伝わりやすさも念頭に置いて、生物多様性情報の可視化にも取り組んでいきます（最終案 41 ページ③参照）。	-
6	51	市町における生物多様性地域戦略の策定は義務であるか。生物多様性しが戦略に則るといふ選択肢はあるか。	生物多様性基本法上、生物多様性地域戦略の策定は、都道府県および市町村の努力義務となっています。 本戦略は県の生物多様性地域戦略として策定するものであり、市町の生物多様性地域戦略を兼ねるものではありませんが、本戦略の策定に当たり収集・整理した生物多様性情報を市町に提供することなどにより、市町における生物多様性地域戦略の策定を支援していきます。	-
6戦略の推進				
7	53	県・市町または教育・研究機関の役割として、獣害対策について追記してもよいのではないか。	県・市町の役割の例として記載している「地域課題の解決」や「持続可能な農林水産業」に関連する内容として、獣害対策も含まれるものと考えています。	-